



栗監第0905002号
令和5年9月5日

栗原市長 佐藤 智 殿

栗原市監査委員 武田 孝 一

栗原市監査委員 藤野 修 一

栗原市監査委員 鹿野 芳 幸

健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度栗原市各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度栗原市各種会計決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月10日

3 審査の方法

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率は、下記のとおりである。

記

比率区分	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.96%
連結実質赤字比率	—	16.96%
実質公債費比率	7.3%	25.00%
将来負担比率	11.2%	350.00%

※実質赤字比率については、実質赤字額がないため算定されず「—」表示としている。

※連結実質赤字比率については、連結実質赤字額がないため算定されず「—」表示としている。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和4年度栗原市各種会計決算に基づく資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和5年8月10日

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された資金不足比率並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、資金不足比率は、下記のとおりである。

記

会計区分		令和4年度	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計	—	20.00 %
	病 院 事 業 会 計	—	20.00 %
	下 水 道 事 業 会 計	—	20.00 %

※資金不足比率については、資金不足額がないため算定されず「—」表示としている。